

件名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例
主管課	警察本部交通規制課
根拠法令等	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年8月30日公布、平成24年4月1日ほか施行）
<p>【制定の概要】</p> <p>第2次一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部が改正されることに伴い、重点整備地区において交通安全特定事業により設置される信号機等の基準を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">条例で定める基準</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>1 信号機</p> <p>(1) 視覚障害者に対し、青信号であることを伝達するための音響を発することができる信号機であること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等が道路を横断するために通常必要な時間内に赤信号の表示を開始しない信号機であること。</p> <p>(3) 青信号の表示が終了するまでの時間を表示することができる信号機であること。</p> <p>(4) 歩車分離式の信号機であること。</p> <p>2 道路標識</p> <p>反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であること。</p> <p>3 道路標示</p> <p>(1) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示であること。</p> <p>(2) 視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられた横断歩道であること。</p> </div>	
施行日	平成24年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 法律の規定 （交通安全特定事業の実施） 第36条 省略</p> <p>2 前項の交通安全特定事業（第2条第28号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する<u>主務省令で定める基準</u>に適合するように実施されなければならない。</p> <p>3～6 省略</p> <p style="text-align: center;">↓ <u>主務省令で定める基準を参酌して条例で定める基準</u>（改正後）</p> <p>2 交通安全特定事業 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路標識、道路標示等の設置に関する事業</p> <p>3 重点整備地区 次の要件に該当する地区</p> <p>(1) 生活関連施設（官公庁施設、福祉施設等）相互間の移動が通常徒歩で行われること。</p> <p>(2) 一般交通用施設（道路、駅前広場等）の移動等の円滑化のための事業が実施されることが特に実施される必要があると認められること。</p> <p>(3) 移動等の円滑化のための事業を実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められること。</p>	